

第1章 計画策定の考え方

1. 策定の趣旨
農業生産を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応えていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画として、策定する。
2. 計画の性格
県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。
3. 計画の期間
平成28年度(2016年度)から10年後を見通す。

第2章 三重県の農業及び農村をめぐる情勢

1. 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化
 - ・地方創生の取組の本格化
 - ・日本産食品への海外の需要の高まり
 - ・都市と農村を行き交う 田園回帰 の新たな動き
 - ・消費者ニーズが多様化・高度化
 - ・女性の活躍が拡大
 - ・農業・農村の多様な可能性への期待の高まり
 - ・防災・減災対策の強化を求める声の高まり
 - ・農地中間管理事業の創設などの国の農政改革
 - ・本県では、「食」の魅力の発信等により、食の産業振興を展開
2. 三重県の農業及び農村の現状と課題
 - (1) 耕地
 - ・直近10年間で耕地面積の約4.6%の約2,900haが減少。
 - ・平成22年に、耕作放棄地は耕地面積の約11.7%、7,223haに。
 - (2) 農業者
 - ・農業就業人口は、平成26年までの直近9年間で約35%減少。
 - (3) 農業生産
 - ・平成25年の農業産出額は、平成12年と比較して16.5%減少しているが、平成17年と同水準の1,114億円。
 - (4) 農村社会
 - ・高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に懸念。
 - ・野生鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な状況。

第3章 基本方針

1 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

- (1) 農業及び農村の果たす役割
 - ①食料の持続的な供給
 - ②多面的機能の発揮
 - ③地域経済と就業の場を担う産業
- (2) 基本計画の見直しにあたっての基本視点
次の3点を見直しの基本視点とする。
 - ①食産業の核となる「もうかる農業」の実現に向けた取組の展開
 - ②農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材育成
 - ③「協創」による持続的な地域活動の展開
- (3) めざすべき将来の姿
 - ①安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
 - ②農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されている姿
 - ③農村における雇用の確保と所得の向上、多面的機能の発揮が図られている姿
 - ④食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

2 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

農業及び農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標	農業産出等額 【現行：食料自給率（カロリーベース）】
施策展開	取組目標
1 需要に応じた水田農業の推進	1 米、麦、大豆の自給率（カロリーベース）【改訂】
2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	2 産地改革に取り組む園芸等産地増加数【改訂】
3 畜産業の健全な発展	3 高収益型畜産連携体数【改訂】
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	4 みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

本県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

基本目標	農畜産経営体における法人経営体数 【現行：農業経営体数（認定農業者等）】
施策展開	取組目標
1 地域の特性を生かした農業の活性化	1 地域活性化プラン策定数
2 農地中間管理事業を核とした営農体制の確立	2 人・農地プラン等を策定した集落の割合【改訂】
3 多様な農業経営体の確保・育成	3 新規就農者数
4 農業生産基盤の整備・保全	4 基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率【改訂】
5 農畜産技術の研究開発と移転	5 農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

地域資源を生かした農村での価値創出や災害に強い安全・安心な農村づくり、多面的機能の維持・発揮に取り組む。

基本目標	農山漁村の交流人口 【現行と同様】
施策展開	取組目標
1 地域の特性を生かした農村の活性化	1 農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数【改訂】
2 多面的機能の発揮	2 多面的機能の維持・発揮のための地域活動を行う集落率【改訂】
3 安全・安心な農村づくり	3 ため池や排水機場等の整備により被害が未然に防止される面積【改訂】
4 中山間地域農業の振興【新規】	4 中山間地域農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数【新規】
5 獣害につよい農村づくり	5 野生鳥獣による農業被害金額

(4) 基本施策Ⅳ：農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食に対する多様な期待に応えるため、農を起点とした新たな価値の創出と県産農産物の魅力発信に取り組む。

基本目標	県産農林水産物を買いたいと感じる県民比率 【現行：県産品に対する消費者満足度】
施策展開	取組目標
1 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出	1 「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額【改訂】
2 県産農産物の魅力発信	2 魅力発信により生み出された企業との連携【改訂】
3 イノベーションを担う人づくり【新規】	3 「みえ農林水産ひと結び塾(仮称)」における人材養成数【新規】

第4章 推進体制の整備

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協創を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

- ・ 農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進
- ・ 新たなマーケットの創出などを通じて、収益性と高付加価値化を意識した農業を展開
- ・ 行政による農薬等の生産資材や、米穀等の食品表示について適切な指導・監督を行うとともに、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進

基本事業名	主な施策展開の内容
1 需要に応じた水田農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製粉事業者とのサプライチェーンの活用による小麦の生産拡大、需要に応じた麦・大豆、飼料用米等の生産拡大や地域の特性に応じた新たな作目の導入を促進 ・ 地域ブランド米の育成や米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大の促進 ・ 県産米の品質向上に向けた、ICT等の活用による高度管理技術の確立
2 消費者ニーズに 대응する園芸等産地形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な流通に対応できる戦略的な園芸産地の育成（野菜における加工業務用需要への対応、果樹や茶などの輸出支援、花き・花木等の新品種導入） ・ 伊勢志摩サミットなどのイベントを契機とした県産園芸産品の魅力発信
3 畜産業の健全な発展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体づくり ・ 自給飼料の生産拡大及び肥育素牛の県内生産体制の構築 ・ 県産畜産物のブランド力向上と国内外販路拡大の促進 ・ 家畜伝染病に係る防疫衛生体制の強化 ・ 基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導 ・ 産地へのGAP（農業生産工程管理）やIPM（総合的病害管理）の導入推進 ・ 食の安全性に関する情報の公開 ・ 卸売市場運営の安定化の促進

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

- ・ 力強い農業経営の実現に向け、経営の法人化・多角化や雇用力強化、経営規模の拡大など、創造的農業経営をめざす農業経営体を育成
- ・ 農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで新規就農者を育成する仕組みの構築や企業などの新たな参入を促進する環境を整備
- ・ 農業の持続的発展に向け、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備を推進

基本事業名	主な施策展開の内容
1 地域の特性を生かした農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落や産地などにおける「地域活性化プラン」の策定・実践を促進 ・ 新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大など地域活動の発展を支援
2 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理事業等の活用による農地の集積・集約化を推進 ・ 持続的な水田営農体制の確立に向け、集落営農組織の育成と法人化を支援 ・ 中山間地域等の条件不利水田の持続的な営農体制構築に向けた重点的な支援
3 多様な農業経営体の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTなどの最先端技術の導入や6次産業化など、経営発展に向けたチャレンジを支援 ・ パッケージで新規就農者を育成する仕組みの構築、UIターン就農者受入環境の整備 ・ 企業・福祉事業所等の農業参入を促進 ・ 幅広い人材を呼び込むため大学生等を対象に就労体験を実施 ・ 女性の就農や起業等を促進・仕事・育児等の両立を支援する仕組みの導入を推進
4 農業生産基盤の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重県農業農村整備計画（仮称）」に基づき、農業生産基盤の整備を推進 ・ 優良な農地の維持・保全や有効利用を促進 ・ 耕作放棄地の解消や未然防止対策を推進 ・ 災害からの早期復旧に備え、土地改良区や農業団体などのBCP作成を支援
5 農畜産技術の研究開発と移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能性農産物に係る生産技術やICT・ロボット技術を活用した高品質安定生産技術の確立、省力かつ安定生産が可能な新品種の開発 ・ 開発した技術等の農業者や食品産業事業者等への移転を通じた新たな商品やサービスの提供促進

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持発揮

めざす方向

- ・ 農村で新しい価値を創出し、若者の雇用創出を通じた定住につなげていくため、地域の魅力を生かした地域活動の発展を支援
- ・ 安心して快適に暮らすことができる農村づくりに向け、地域防災力の強化、生活環境の整備、及び多面的機能の維持・発揮のための取組を支援
- ・ 獣害につよい農村づくりに向け、総合的な取組を展開

基本事業名	主な施策展開の内容
1 地域の特性を生かした農村の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然を生かした交流や若者の移住につながる取組、農家レストラン等地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進 ・ 子ども・学生グループによるふるさと・自然体験や企業との交流活動を促進
2 多面的機能の維持・発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能を支える共同活動を支援 ・ 地域資源の保全活動や景観形成活動への多様な人材の参画を促進
3 安全・安心な農村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用ため池や排水機場、農道橋等の老朽化対策や耐震対策を実施 ・ 生活環境や生産基盤の整備の計画的な実施
4 中山間地域農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が参画する「農村雇用創出プロジェクトチーム」の設置により、地域の特性に応じた雇用の創出や若者の移住等に向けたプロジェクト活動を展開 ・ 中山間地域等の農地の耕作放棄の未然防止に向け、生産条件に関する不利を補正するための支援を実施
5 獣害につよい農村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害対策に取り組む集落づくりに向け、「体制づくり」と「被害防止」を推進 ・ 野生獣の生息数推定等を基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」を実施 ・ 獣肉の品質衛生管理の普及などにより「獣肉等の利活用」が進む環境づくりを推進

基本施策Ⅳ 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

- ・ 地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産に向け、産学官の連携による新たなビジネスの創出や食のバリューチェーンの構築、イノベーションを担う人づくり等を実施
- ・ 県産農産物の認知度向上に向け、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者の皆さんに伝えていく取組を実施

基本事業名	主な施策展開の内容
1 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ みえフードイノベーションの形成等を通じ、農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する取組を支援 ・ 食のバリューチェーンの構築や農産物の機能性を生かした高付加価値化、6次産業化を促進
2 県産農産物の魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重ブランド」に代表される地域の農林水産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら推進 ・ 来県者も意識した地産地消や食育を推進 ・ 環境にやさしい農業への消費者の理解増進を図る取組を実施 ・ 県産農産物の輸出促進 ・ 首都圏営業拠点、関西事務所との連携により、県産農産物の魅力を発信
3 イノベーションを担う人材づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾（仮称）」によるワークショップ等の開催や人材養成講座の開設

第1章 総則

<目的>

南海トラフ地震の被害については多岐にわたって想定されるが、中でも特に津波による被害は面的に大きく、本県農業の復興の最重要課題と考えられることから、津波による被災農地および農業用施設の速やかな復旧と円滑な営農再開につながる体制整備や対策を構築する考え方を示すものとして策定します。

<想定事象>

南海トラフ地震に伴う津波が発生した場合を想定する。

<計画のステージと業務継続の基本方針>

平時における事前対策、災害発生後おおむね2~3週間程度の応急業務、それ以降の復旧・復興業務での取組を整理する。また、次の方針に基づいて取り組むものとします。

- ①余震に配慮するなど、県民の生命・身体・財産の保護を優先したうえで、早期の営農再開を目指す。
- ②通常業務を必要最小限に止めるなど、柔軟な対応を行いつつ、営農再開に向けた人員や資材の確保・配分を行う。

第2章 被害想定と主要施設

<前提となる被害想定>

農業版BCPを策定するにあたっては、県防災対策部が策定した津波浸水予測の「過去最大クラス」を想定する。
なお、併せて「理論上最大クラス」についても参考調査する。

<震度>

「過去最大クラス」の地震では、県南部の大半と伊勢湾沿岸部で、震度6弱、伊勢志摩地域の沿岸部を中心に震度6強を想定。

<津波>

「過去最大クラス」の地震にともなう津波によって、伊勢湾沿岸部を中心に約7,000haの農地が浸水すると想定されている。

<浸水区域における農業用施設>

浸水区域に存在する基幹農業用施設等については以下の通り。

基幹農業用施設名	浸水被害を受ける施設数	
	過去最大クラス	(参考)理論上最大クラス
①農地	7,037ha	9,059 ha
②排水機場	109箇所	125箇所
③揚水機場	22箇所	28箇所
④樋門、樋管	8箇所	8箇所
⑤ため池	20箇所	32箇所
⑥共同乾燥調製施設	3箇所	5箇所
⑦共同育苗施設	1箇所	2箇所
⑧共同出荷施設	調査中	調査中
⑨園芸施設	調査中	調査中
⑩畜舎	14戸	18戸

第3章 被災から営農再開までの行程

1 災害発生時における体制の整備

<営農再開に向けた体制の整備>

南海トラフ地震による被災農地・農業用施設等を早期に回復するため、県災害対策本部等における役割を踏まえつつ、「三重県農業復旧・復興本部(仮称)」を設置し、円滑な営農再開を目指す。

三重県農業復旧・復興本部(仮称)

<活動内容>

- ・県全体の被害実態の把握
- ・県災害対策本部や国等との調整
- ・復旧に必要な情報提供 など

地域農業復旧・復興本部(仮称)

<活動内容>

- ・各地域における被害実態の把握
- ・県本部、関係団体との調整
- ・営農相談窓口の設置 など

2 発災時の応急業務

<農作物の応急業務>

作物や栽培ステージによって対応が大きく異なることから、あらかじめ、応急措置の内容や栽培継続の可否判断基準について整理する。

<家畜等の応急措置>

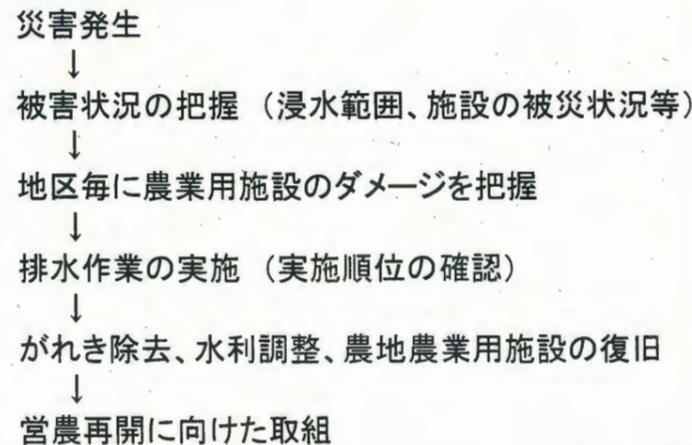
家畜伝染病の発生および拡大を防止するため、生存している家畜の緊急避難所の確保、死亡した家畜の処理方法等について整理する。

3 農地・農業用施設復旧までの行程

<農地・農業用施設復旧までの行程>

南海トラフ地震が発生し、津波等による農地及び農業用施設に被害が発生した際の対応の流れを整理する。

○復旧の手順



4 営農再開までの支援

<営農再開に向けた体制の整備>

農畜産業者への意向調査、営農再開計画の作成支援など、被災時における営農再開までの取組の手順について流れを整理する。

<浸水農地における除塩>

浸水地域において迅速に営農を再開するため、除塩の基準や手法等を整理する。(除塩マニュアルの作成)

<水稻品種の耐塩性情報の提供>

主要水稻品種(コシヒカリ・みえのゆめ・あきたこまち・三重23号)の耐塩性データを整理する。

<安定生産に向けた技術支援>

除塩を行ったほ場では、土壌環境が変化し、生産が安定しないことから、安定生産に向けた土壌環境の改善技術等を整理する。

第4章 事前に行う対策

1 農業関係施設等におけるBCPの策定

<農業関係施設等におけるBCPの策定推進>

効率的な農業の復旧・復興を行うため、土地改良区やカントリーエレベーターなどの共同利用施設を管理するJA等に対して、それぞれのBCP策定を促進する。

<県版BCPと関係団体BCPの連携>

土地改良区、JA等がそれぞれBCPを策定するだけでなく、円滑な復旧・復興に向け、県版BCPやそれぞれのBCP間での協力体制等の構築を促進する。

2 その他事前対策

<農地等の復旧に関する考え方の共有>

行政、農業者、関係団体等が連携してどのような手順で農地・農業用施設の復旧を行うかを平時から認識を共有しておく。

<農業用施設等の施設台帳のバックアップ>

災害で施設が破損した際に、迅速な対応が可能となるよう、施設台帳等のバックアップを行っておく。

<災害時における情報収集手順の整理>

効率的な災害復旧を行うため、あらかじめ災害時における情報収集の手順等を策定しておく。

<被災農家等の相談窓口設置の体制整備>

被災農家向け相談窓口の設置についての体制を整備しておく。

第1章 指針策定の考え方

- 1 策定の趣旨
平成24年3月に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、この指針に沿って水産業の成長産業化等に取り組んできた。
- このような中、養殖飼料の高騰や大規模地震への危機感の高まりなど、様々な情勢変化が見られることから、「みえ県民ビジョン・第二次行動計画（仮称）」の策定にあわせ、あらためて三重県の水産業と漁村のめざす姿を明確にし、水産王国三重の復活に向けた施策の展開方向を見直す。
- 2 指針の位置付け
新指針は、これまでの指針同様、漁業者、水産関係団体、市町、県等が10年後を見据えて、水産業・漁村の振興に取り組むガイドラインと位置付ける。

第3章 水産業・漁村のめざす姿

- 【現在の指針の記述】
- 漁業者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現
 - さまざまな世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい、訪れてみたいと思ふ豊かな漁村の確立
 - 自然の保全・再生を進め、豊かな魚介類を育む水産業・漁村の展開
- 以下の方向に従い、めざす姿、施策の展開や施策を構成する事業の見直しを行う。
- 【見直しの方向】
- 地域の人口が減少する中において、漁業が元気であることにより、活力ある地域となるよう各種取組を推進
 - そのためには、所得を増加させることが必要であり、収入を増加させ、又は支出を減少させる取組を推進
 - 多様な価値観があることから所得の額のみにとらわれない、海や漁村に人が集まる「魅力ある水産業」を実現
 - 「みえ県民ビジョン・第二次行動計画（仮称）」の見直しに合わせ、「高い付加価値を生み出す水産業の確立」や「水産業の担い手の確保・育成」等を推進
 - 災害に強い水産業・漁村づくりをめざして、漁港・漁港海岸の防災減災機能を強化するとともに、水産業の早期再開にむけた事業継続計画を策定

第5章 計画の推進体制

○三重県水産業・漁村振興指針の推進にあたっては、県、市町、水産関係団体、漁業者等が適切な役割分担のもと連携、協力し、めざす姿の実現に向け取り組みます。

～漁業者等との意見交換～

漁業者や水産関係団体、有識者等800人を目標に意見交換を行い、漁業者等の意見を踏まえ指針を策定

第2章 水産業・漁村をめぐる情勢

- 1 現状と課題
- (1) 水産資源・漁業生産の減少
・漁業生産額は、昭和59年の1,248億円をピークに減少し、平成25年には462億円に。
・県内のアサリ水揚量は、1万5千トン（S57年）をピークに5百トン（H26）へ減少
- (2) 漁業者の急速な減少と高齢化
・漁業就業者数は17,005人（H5）から7,791人（H25）へ約9千人減少
・65歳以上の漁業就業者の割合は、49.6%（H25）を占め、全国平均（35.2%）を大きく上回る
- (3) 他県に比べて小規模な養殖業者
・マダイ養殖漁家の1経営体あたり生産量（38トン・H25）は、愛媛県の5分の1
・真珠養殖漁家の1経営体あたり生産量（13.8kg・H25）は、長崎県の6分の1
・黒ノリ養殖漁家の1経営体あたり生産量（190万枚・H26）は、佐賀県の半分、兵庫県の3分の1

第4章 今後の展開

- 1 施策の展開
- (1) 高い付加価値を生み出す水産業の確立
六次産業化の推進や輸出の促進、水産物の消費拡大、魚食普及、海女漁業の振興、安全・安心な養殖業の促進等により、県産水産物の高付加価値化を図る。
- | 目標 | 県産水産物の輸出取引成立件数(累計) |
|----|--------------------|
|----|--------------------|
- 〈主な取組〉
- ①六次産業化、輸出の促進、魚食普及、安全・安心な養殖の促進
 - ②「浜の活力再生プラン」の策定・実践に取り組む漁業者等を支援
- (2) 水産業の担い手の確保・育成
「もうかる水産業」の実現、漁村の活性化に向けて定めた「地域水産業・漁村振興計画」等を実践していくための組織体制の強化と人材の育成を図る。
- | 目標 | 新規漁業就業者数(45歳未満) |
|----|-----------------|
|----|-----------------|
- 〈主な取組〉
- ①多様な担い手の育成確保
 - ②県一漁協の実現を見据えた漁協経営基盤強化の促進
- 2 漁業種類別の取組
漁船漁業、養殖漁業、内水面漁業などについて、漁業種類別を取組の展開を記載

- (4) 資材価格の高騰
・原料魚の資源悪化や世界的な需給のひっ迫により、輸入魚粉価格は7万円/トン（H17）から19万円/トン（H27）へ高騰
- (5) 水産物消費の低迷
・食用魚介類の1人当たり年間消費量は、ピークの40.2kg/人（H13）から27.0kg/人（H25）へ減少
- (6) 南海トラフ地震など大規模地震への対応
・南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%程度といわれるなか、漁港施設、漁港海岸の耐震化が進んでいない
- 2 指針策定以降の取組
- ・指針策定以降にスタートした「海女漁業の振興」、「輸出促進」「担い手の確保」など、水産業の成長産業化に向けた取組
 - ・三重県水産物の消費喚起事業（H27～）
 - ・未利用資源であったアカモクの販売を開始
 - ・海女の漁獲物「海女もん」であることがわかるシールを製作し、そのシールを貼付した商品販売
 - ・漁業者による漁師塾の開催と受講者の地元定着
 - ・合併漁協による直販事業等の展開
 - ・水産連携や地域おこし協力隊などによる新たな担い手の漁業参入

- (3) 資源管理・漁場環境保全等の推進
漁業者による資源管理体制の構築を進め、持続的な生産が可能な水産業の確立をめざす。また、水産生物を育む干潟・藻場の再生、保全等に取り組む。

目標	資源管理に参加する漁業者数の割合
----	------------------

- 〈主な取組〉
- ①資源回復や資源管理の徹底
 - ②栽培漁業の推進

- (4) 水産基盤の整備・保全
漁港、漁港海岸、共同加工施設などの整備により、安全で生産性の高い水産業と、それを支える安心で快適な漁村の構築を図る。

目標	耐震岸壁の整備を行った拠点漁港数(累計)
----	----------------------

- 〈主な取組〉
- ①拠点漁港、共同加工施設整備
 - ②漁港海岸耐震化や漁港施設長寿命化
 - ③集落排水施設の整備

○それぞれの地域や漁業種類別に課題を共有する漁業者等が、自ら水産業・漁村の活性化に取り組む「地域水産業・漁村振興計画」について、関係機関が連携して支援します。